

北上市下水道事業告示第11号

北上市下水道条例第15条第1項の規定により、北上市下水道条例第6条第1項の規定に違反したので、次のとおり北上市排水設備指定工事店の指定を取消しする。

令和7年4月17日

北上市長 八重樫 浩 文



1 指定の取消しをする指定工事店

指定店 番号	指定店名称	所在地	代表者名
326	株式会社矢幅エンジニア	紫波郡矢巾町大字広宮沢 11地割501番地2	代表取締役 府金 正栄